

---

## 第 10 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 ( 第 5 日 )

令和 2 年 9 月 25 日 ( 金 曜 日 )

---

### 議 事 日 程

令和 2 年 9 月 25 日 ( 午 前 9 時 30 分 開 会 )

#### 1. 開議宣告

- 日程第 1 議案第 110 号 大山町小規模保育所条例の制定について
- 日程第 2 議案第 111 号 大山町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例  
の制定について
- 日程第 3 議案第 112 号 大山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 113 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 114 号 大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び  
不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 115 号 令和元年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 116 号 令和元年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第 8 議案第 117 号 令和元年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 日程第 9 議案第 118 号 令和元年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第 10 議案第 119 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について
- 日程第 11 議案第 120 号 令和元年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算  
の認定について
- 日程第 12 議案第 121 号 令和元年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第 13 議案第 122 号 令和元年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて
- 日程第 14 議案第 123 号 令和元年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第 15 議案第 124 号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認  
定について
- 日程第 16 議案第 125 号 令和元年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

日程第 17 議案第 126 号 令和元年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 議案第 127 号 令和元年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 議案第 128 号 令和元年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 20 議案第 129 号 令和元年度大山町水道事業会計決算の認定について

日程第 21 議案第 130 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 22 議案第 131 号 令和 2 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 23 議案第 132 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 24 議案第 133 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算  
（第 3 号）

日程第 25 議案第 134 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 26 議案第 135 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算  
（第 2 号）

日程第 27 議案第 136 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算  
（第 2 号）

日程第 28 議案第 137 号 令和 2 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 29 議案第 138 号 工事請負変更契約の締結について  
（中山中学校大規模改修工事）

日程第 30 議案第 139 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）

日程第 31 請願第 1 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択  
についての請願

日程第 32 請願第 2 号 国の責任による「20 人学級」を展望した少人数学級の前進を  
求める請願

日程第 33 陳情第 9 号 検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回についての陳情

日程第 34 発議案第 6 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪  
化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

日程第 35 決議案第 1 号 観光・商工業務の統一を求める決議について

日程第 36 議員派遣について

日程第 37 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）

日程第 38 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）

日程第 39 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）

日程第 40 閉会中の継続調査について（広報常任委員会 所管事務調査）  
日程第 41 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（16名）

1 番	森 本 貴 之	2 番	池 田 幸 恵
3 番	門 脇 輝 明	4 番	加 藤 紀 之
5 番	大 原 広 巳	6 番	大 杖 正 彦
7 番	米 本 隆 記	8 番	大 森 正 治
9 番	野 口 昌 作	10 番	近 藤 大 介
11 番	西 尾 寿 博	12 番	吉 原 美 智 恵
13 番	岡 田 聰	14 番	野 口 俊 明
15 番	西 山 富 三 郎	16 番	杉 谷 洋 一

---

欠席議員（なし）

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 持田 隆昌      書記 …………… 三谷 輝義

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀	教育長 ……………鷺 見 寛 幸
副町長 ……………小 谷 章	教育次長……………前 田 繁 之
総務課長 ……………山 岡 浩 義	幼児・学校教育課長 ………田 中 真 弓
財務課長……………金 田 茂 之	企画課長 ……………源 光 靖
農林水産課長……………井 上 龍	福祉介護課長 ……………池 山 大 司

---

午前 9 時 30 分開会

開議宣告

○議長(杉谷 洋一君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会

議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

○副町長(小谷 章君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 小谷副町長。

○副町長(小谷 章君) 9月の7日の質疑の際に、担当課長のほうが答弁をいたしましたけれども、その内容に一部誤りがございましたので、訂正をお願いいたしたいと思えます。

○議長(杉谷 洋一君) ただいま発言の訂正の申し出がありましたので、大山町議会会議規則第64条の規定を準用し、議会の許可を求めるものであります。

それでは、この申し出を許可します。

○福祉介護課長(池山 大司君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 池山福祉介護課長。

○福祉介護課長(池山 大司君) それでは米本議員から御質問いただきました件につきまして訂正のほうをさせていただきたいと思えます。

御質問の趣旨でございますが決算審査資料196ページに記載しております、人権交流センター運営事業費の施策の実施状況についての関連しての内容だったと思えます。

その答弁といたしましては、例年と同様の事業で特に変わったものはございませんというふうにお答えしております。これ私の勘違いだったようでございまして、御質問の趣旨としましては、資料に書いております決算額495万4,000円、この数字は間違っているのではないかということだったということでございます。

本会議後にも池田議員からも御指摘を受けまして、改めてこちらで確認させていただきましたところ、私の転記ミスにより、決算審査資料の決算額の記載のほう間違っていたことがわかりました。

正しい決算額につきましては、先日本配りさせていただきました差し替え資料のとおり、3,729万8,000円でございます。改めて訂正のほうをお願いいたしたいと思えます。

なお、米本議員の御質問の意図としましては、前年度に比べて、500万円ほど決算額が増加しているということで多分御質問だったのではないかと拝察いたします。

これにつきましては、昨年度から、非常勤の館長3名のうち、1人を3館の統括館長といたしまして、フルタイム勤務ということで変えさせていただいております。

この人件費増額分ということで補足説明とさせていただければと思えます。

提出資料に不備がありましたことを改めて思い御詫びいたしますとともに、今後は御質問の趣旨を正確に把握して答弁に努めたいと思えます。以上です。

○議長(杉谷 洋一君) 今後ですね、このような訂正のないようお願いいたします。

ということで、ただいまの訂正の申し出について許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認めます。

したがって申し出があった発言訂正について許可することに決定いたしました。

○議員(4番 加藤 紀之君) 議長、4番。

○議長(杉谷 洋一君) 加藤議員。

○議員(4番 加藤 紀之君) 発言の取り消しを申し出ます。

○議長(杉谷 洋一君) ただいま発言訂正の申し出がありましたので、この申し出を許可します。加藤議員。

○議員(4番 加藤 紀之君) 9月16日の一般質問において、私の発言の中に不適切な表現・言葉がありましたので、大山町会議規則第64条の規定により発言の取り消しを申し上げます。

○議長(杉谷 洋一君) ただいま加藤委員から、9月16日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって、不適切と認められる部分の発言を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認め、したがって加藤議員から発言取り消しの申し出でを許可することに決定しました。

---

#### 日程第1 議案第110号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第1、議案第110号 大山町小規模保育所条例の制定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員(8番 大森 正治君) 議長、8番。

○議長(杉谷 洋一君) 原案に反対者の発言から許します。反対ですね。

はい、大森議員。

○議員(8番 大森 正治君) 感染飛沫防止の距離が保たれておりますので、マスクをとって討論させていただきます。

大山町小規模保育所条例案の指定管理者による管理について、私は反対の討論をしたいと思っております。

小規模保育所を運営するにあたりまして、児童福祉法第24条に規定する趣旨からしましたら、市町村は、保育所保育の公的責任を持っております。ですから、直営で対応するということが、私は基本と考えます。その趣旨に沿って合併以来、大山町では、保育所を教育委員会の所管として、保小中学校が連携しながら、一貫した保育と教育を推

進していきました。これは、他の自治体では見られ、本町独特の教育行政として、高く評価されておりますし、私も評価しております。

ところが、小規模保育所を民間委託として、指定管理者に管理を委ねるということは、その本町独特の保育教育体制が揺らぎかねない懸念が生じてきます。

また、同じ未満児保育を直営と民営に分離するということから生ずる弊害も予想されます。そのような不安材料がある指定管理者制度をあえて導入することはありません。ましてや、当面は直営で行うということならば、指定管理者による管理という条項は必要ないと考えます。指定管理者制度を導入したいのであれば、不安材料が払拭され、小規模保育所の設置の目的が十分達成されると判断したそのときに、指定管理者による、管理の条項を追加した条例改正をすればいいのではないかというふうに思います。始めから、指定管理に関する条項を有する指定管理ありきの条例は必要ないと考えます。

本来なら、指定管理に関する条項を削除した修正案を私は提出したかったのですが、それが叶えませんでしたので、以上の討論をするものであります。以上です。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(4番 加藤 紀之君) 議長、4番。

○議長(杉谷 洋一君) 4番 加藤議員。

○議員(4番 加藤 紀之君) 私は本案に賛成の立場で討論をしたいと思います。

争点になってるのは、指定管理者による管理という条文第5条が、あることなんでしょうけれども、議会としてこの条文があることで、指定管理を認めるということにはイコールで繋がりません。それは皆さんも御承知の通りだと思います。可能性を、始めから潰してしまうというのは、本来財政的な面であったりだとか、担当のほうからも説明がありました、人員の確保であったりだとか、そういった部分も、懸案しながら、考えていながら、指定管理可能性も考えていかなきゃいけないと思います。

大体の方が、直営の方が質が高いんだ、保育の質が確保できるんだというような思いがあるのかもしれませんが、メディア等で取り上げられる先進的な保育園とか保育所ってというのは、ほとんどが私立、民間でございます。

そういった可能性というのももちろんありますので、今回この5条が無い、もしくはあるで、議論が分かれています、5条はあくまで可能性の条文だということで、来年度は直営でやられるということであれば、特に問題になる条例だとは思っておりません。

以上です。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員(2番 池田 幸恵君) 議長、2番。

○議長(杉谷 洋一君) 2番 池田議員。

○議員(2番 池田 幸恵君) 私もこの条例には疑問があります。

皆さんが、疑問に思われているこの小規模保育所を指定管理に出すことができるということが争点になってくると思われます。

先日、同僚議員の一般質問の教育長答弁に、大山町の恵みを受けて、いきいき輝く人づくりっていう、大山町の教育理念に基づいて保育をされている町内5つの保育園が運営されていき、小学校へつながっていくというふうにお伺いしました。で、この意見をもとにして休みの間にですね、保護者の皆さんに聞いてみました。保護者の皆さんもやっぱり不安材料といたしましては、他の保育園は、そういうふうな条例が載っていないと。この保育園だけ載っている、なんでだろう。先ほど同僚議員の賛成討論に可能性を広げる、という話がありました。ただ、それは、順番が逆じゃないでしょうか。保育園をしてみて、保護者の意見を聞いて、指定管理に出してみるっていうまた条例改正という形もあります。他の五つの保育園同様、保護者の方が現状の教育をまんべんなく、差ができないように、格差ができないように受けれるような条例を制定して、その後、やはり保育所を利用されている親御さん、保護者の方の意見を聞いて、していくべきではないでしょうか、って考えます。

なので、私は先ほどの、また同僚議員がおっしゃったように、小規模保育園に5条ですかね、指定管理に出すことができるという意味合いが含まれていることに疑問を感じますので、反対答弁させていただきます。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員(6番 大杖 正彦君) 議長、6番。

○議長(杉谷 洋一君) 6番 大杖議員。

○議員(6番 大杖 正彦君) 私は、この原案に対して賛成の立場で討論したいと思えます。

先ほどの反対者、それと賛成者の意見ございましたが、私の結論から申し上げますと、やはり民間の活力を活かす、そういったことが大前提です。して直ぐですね、この条例には、民間にスタートするということでありません。様子を見て、例えば心配になりました保護者の皆さんの、心配や懸念を払拭した上で、十分な検討を重ねて、移行していく。それでまだ足らなければ、議会で反対すればいいものでございます。近隣の、保育所のあれを見てもですね、民間の運営したところは人気も多くて保護者の皆さんの、信頼も大きいところが多いです。

これからはやはり、官、それから民の協力を得た形の運営が望ましいと考えておりますので、私は賛成の立場で賛成の討論といたします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員(3番 門脇 輝明君) 議長、3番。

○議長(杉谷 洋一君) はい、3番 門脇議員。

○議員(3番 門脇 輝明君) 私は、この条例に反対する立場で討論をさせていただきます。

私が、本条例に反対する理由は主に二つです。一つは、現時点で、この条例に、指定管理として保育所の管理運営を民間に委託することを可能とする第5条の条文を入れる必要がないことです。

2点目は、指定管理は、これまでの教育委員会が思ってこられた、本町の教育体制を一部とはいえ、民間に任せることにより、本町教育の大枠を崩すアリの一穴となることを心配するところでございます。

1点目について、先ほど、同僚議員の質問もありましたけれども、一般質問で町長、教育長のほうからは、初年度からの指定管理は導入しないとして、指定管理にするかしないかは、導入が必要となったときに議会に諮るんだと、こういう趣旨の答弁がっております。

そうであるならば、そのときに、導入のメリット、デメリットをしっかりと洗い出した上で議論を尽くして、条例の改正に向かえば、遠回りをするようですが、町民の納得する最良の結果が得られると信じております。

第5条の規定はなくても、直営で小規模保育所を管理運営することに全く支障がないわけでありまして。条例の制定に当たっては、できるだけ簡素、明瞭に必要な条文だけ入れるのが望ましいとされております。やるかやらないか、定まっていないような事項は、条文として入れるべきではありません。

2点目について、ほとんどの自治体においては、厚生労働省の管轄である保育所は、町長部局が主管しておりますが、大山町においては、特別に文部科学省の管轄であります教育委員会が主管をしております。

この体制の目的と成果について、私は一般質問で、問いましたところ、教育長は、目的は、保小中の連携強化である、大山町の教育理念をより充実、具現化するための、幼児期からの教育が大切である。成果は、目指す教育の方向性の一致、そして課題の共有、小学校への入学する際のスムーズな移行だということに答弁をいただいております。

指定管理は、現在の教育体制から、教育長の答弁にありました大切な幼児期からの教育、この一部を3歳未満児を外して民間に運営管理を委ねることであり、本町教育の大枠を崩すアリの一穴となります。

先ほど、同僚議員から、民間のほうが高質の保育をやっているとあると、こういうふうな主張もございました。確かに、民間で高質の教育をされてるところもあります。

しかし、そこの実際を見ると、保育料は非常に高いです。町長の考え、財政的な部分から見ると、いわゆる経費を削減する、人件費削減するという話がっております。

そういったことで考えるならば、今、町が掛けようとしている費用よりもさらに低い費用でもって保育を行うということになります。普通考えて、安くてよいものができるでしょうか。私は無理だと思います。

こういう問題がありますので、私はこの条例に反対をさせていただきます。以上です。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(15番 西山富三郎君) 議長、15番。

○議長(杉谷 洋一君) 15番、西山議員。

○議員(15番 西山富三郎君) 賛成の討論をいたします。

国連のほうで、子供の人権条約というのができています。約200近い国が参加しております。日本も加入しています。その中で、子供の最善の努力を認めなさいと言っています。子供の最善の努力とは、御承知のように、皆さん、花を育てるには、肥しをやりましょう。水もかけましょう。こうして大きくするものです。子供の保育園の教育は、大学と同じぐらい大事だと言われております。国連の人権規約にのっとった、子供一人一人を大事にしようとする条例だと思って、賛成討論といたします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 次に、賛成者の発言を許します。

○議員(11番 西尾 寿博君) 議長、11番。

○議長(杉谷 洋一君) 11番 西尾議員。

○議員(11番 西尾 寿博君) 賛成の立場で一言、言わせてください。

この提案をですね、建築ということで6月にも皆さんとですね、侃々諤々とは言いませんが、かなり反対者もございましたよね。

そのときに、実は入所者予想データだとか、予算のことだとかいろんなことを実は聞いております。場所もですね、3カ所ぐらいですかね、あそこをやったらどうかとか、いろいろ、その間にも、私たちはいろんな意見を出し合ったもんです。

そういった中でですね、保護者の皆さんへ、そのような説明したのかどうかということがね、まず一つの、私は疑問に思っております。

そういった方は、適切な判断ができるかどうかは、ちょっと定かではないなど。おまけにですね、人間というものはですね、自分の思いを言ってくれる相手を探しておるわけですから、よくあるアンケート調査といいますけど、あれだって、誘導的なものが数多い。それというのもそういう自分に賛成者を探してるということにほかならないなど、私はそういうふうに感じておりますので、私たち議員はですね、冷静な立場でやっぱり判断していかないと、あるいは逆に、そういった方に、しっかりしたデータを教えてあげてそういったことが大事かなと。私はそれは、逆にいったら議員の使命かなというふ

うに思っております。

そしてですね、町はですね、とりあえずと言っておりますが、適当でない民間の方には、指定管理として出すわけではないと。おまけに私たちも、そういったことをたぶん今後、あるはずなので、そのときにも実はね議論はできますよ。だから排除してから、とスタートしましょうというのはちょっとおかしいなと思っておりますので、文句を広くとって、優秀な民間の方で、先ほど、安いからいいのではないだろうという話も実は出ましたが、経費の削減を考えるのは、当然、首長の仕事あるいは執行部の仕事だと、私は思っております。安くてよいもの求めるのは当然のやり方だというふうに思っておりますので、今後とも、そのような気持ちで私も望んでおりますので、執行部の方もよろしく頑張ってください。以上で終わります。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員(5番 大原 広巳君) 議長、5番。

○議長(杉谷 洋一君) 5番 大原議員。

○議員(5番 大原 広巳君) そうしますと、私はこの条例に賛成の立場で討論したいと思えます。

私たちの教育民生の委員会です、指定管理に出すという話が6月の委員会で出て以来ですね、町長の方針としては、1年目から指定管理に出したいんだということで、委員会の中では、賛否両論いろんな意見が出ました。それで9月に条例を出すということを聞きましたので、委員会としては、もうちょっと、この条例について精査していいですか、指定管理についてもちょっと、詳しく現場の声やら、担当者の声やら聞かないけんではないかということで、閉会中も何回か委員会を開きました。

それでですね、皆さんやっぱり、新しい事業を国から引っ張ってきてですね、1年目から、いきなり外部に指定管理に出すということ自体が、ちょっと未知数のハードルの高いことじゃないかなあという事を、まず1点目感じました、そのときに。

それから指定管理の相手として、町内の業者を想定しているということも委員会の中で出ました。町内の業者を想定しとるってということなんですけども、その、ここでは、団体名は言えませんが、事情聞いてみると、また、本当に引き受けてもらえるかどうかちょっと、内部の調整が難しいんじゃないかなという、またこれもハードルが高いということ分かりました。

それからですね、直前の8月の閉会中審査ではですね、教育長を呼んでですね、本当にやれるかということを含めて、委員会をしました。それでですね、本来、町長と教育長が、同じ方針で条例は当然出してると思えますので、町長と教育長が違う言い方はし

ないとはもちろん思いましたけれども、最後の委員会の際にですね、門脇議員が言われましたように、保・小・中の連携ですよ。その連携が取れない団体には、指定管理には出さないということ、教育長がはっきり言いました。言いましたので、これは時間がかかることだなあというふうに、委員会のメンバーとしては皆さんが思いました。大森議員が言われるようにですね、もちろん指定管理に出すことを全面的に委員会としても手を挙げてですね、やれやれということではもちろんありません。ありませんが、時間をかけてですね、この問題は、対岸に置くんじゃないかなというふうに思います。

あと半年に、開園が迫っています。町長は、1年目は直営でやるというふうに、はっきり言っておりますので、もう指定管理云々ということの議論はですね、ここで封じられて言ったらおかしいですけども、また改めてやるということですね、ここからは、町長、教育長あるいは、前田次長、田中課長など、現場の責任者といいますか、推進していく人たちにですね、委員会としては後押しする方向で、この条例を通してですね、これから半年の間に15人も人を集めなくちゃいけないというハードルもありますので、一生懸命一丸となって頑張りたいというふうに思います。

以上で、賛成討論とします。

○議長(杉谷 洋一君) 討論も自分の思いも結構あるかと思えますけど、時間も早々ありませんので、今後、討論される人はですね、とにかく簡潔明瞭にですね、していただければ私はありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認めこれで討論を終わります。

(8番 大森正治議員退室 午前10時2分)

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第110号、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(発言する者あり)

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) それはそれで、また議運なんかでちょっと皆さんと相談していきたいと思います。と、ということで、起立多数です。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

(8 番 大森正治議員入室 午前 10 時 3 分)

---

#### 日程第 2 議案第 111 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 2、議案第 111 号 大山町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例の制定についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第111号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は 起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 111 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 3 議案第 112 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 3、議案第 112 号 大山町税条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第112号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに 賛成の方は 起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) ゆっくり着席してください。起立多数です。

したがって、議案第112号は 原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 議案第 113 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 4、議案第 113 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 議案第113号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第114号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第5、議案第114号 大山町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてを議題にします。

これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第114号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第115号 ～ 日程第20 議案第129号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第6、議案第115号 令和元年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第20、議案第129号 令和元年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計15件を一括議題とします。

審査結果の報告を求めます。令和元年度決算審査特別委員長 加藤 紀之議員。

○決算審査特別委員長(加藤 紀之君) 令和元年度決算審査特別委員会報告書、審査報告をさせていただきます。

朗読をいたしていきたいと思います。

令和2年9月25日、大山町議会議長 杉谷洋一様。

令和元年度決算審査特別委員会委員長 加藤紀之。

令和2年9月7日、令和2年第10回大山町議会定例会において設置された議員全員による、令和元年度決算審査特別委員会に付託された、令和元年度一般会計及び各特別会計決算認定議案について審査したので、会議規則第77条の規定により下記の通り報告します。

記

#### 1. 事件名

議案第115号 令和元年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第129号 令和元年度大山町水道事業会計決算の認定についてまでが事件名でございます。

2. 事件の内容 令和元年度各会計歳入歳出決算審査でございます。

### 3. 令和元年度各会計歳入歳出決算の特徴

年号が平成から令和へと変わり、西日本最大規模の大山のスキー場は、記録的な暖冬による雪不足にみまわれ、全町的には集中豪雨、年度末には新型コロナの影響を受けた年度でありました。

一般会計決算は歳入総額 116 億 8,222 万 4,000 円に対し、歳出総額は 112 億 6,539 万円で、翌年度へ繰り越すべき財源は、こうれい上屋付多目的広場整備事業や中山中学校大規模改修事業などを翌年度に繰り越したことにより、5,937 万 8,000 円となり、実質収支は 3 億 5,745 万 6,000 円となっています。

#### (歳入について)

町税収入は、前年度比 2,044 万 6,000 円増の 16 億 3,476 万 2,000 円となっています。法人税が 2,615 万 6,000 円の減となったが、固定資産税が 3,816 万 6,000 円の増となっている。これは太陽光発電施設の減価償却分による固定資産税の増が主な要因となっています。町税等の徴収率は、前年に引き続き向上しており、徴収についての努力がうかがえます。

地方交付税は、前年度比 6,457 万 7,000 円減の 48 億 1,659 万 2,000 円となっています。合併算定替え措置の縮減が 7 割から 9 割となり、普通交付税が 5,712 万 2,000 円の減となったことが主な要因となっています。

ふるさと応援寄付金は前年度比 1 億 4,721 万円増の 4 億 1,213 万 9,000 円となっています。ふるさと応援基金は令和元年度末残高 3 億 9,293 万 1,000 円となっています。

町債は対前年度比 2 億 5,540 万円減の 7 億 4,730 万円となっています。平成 30 年度に実施した獣肉解体処理施設建設事業、名和陸上競技場改修事業の完了による減等が主な要因となっています。

#### (歳出について)

総務関係では、人件費が前年度比 1,137 万 3,000 円増の 16 億 1,859 万 5,000 円となっています。県知事・県議会議員選挙、参議院議員選挙の執行等が主な要因となっています。町ホームページリニューアルでは情報発信の質の向上に努め、また結婚対策推進事業では 1 組の成婚があった。

教育関係では、新規事業が増え子育て支援施策の充実がはかられ、3 歳以上児においては 10 月より副食費が無償化となり完全無償化となりました。主な事業としては、中山・大山西・大山小学校の空調設備新設に 5,642 万 6,000 円、名和中学校の空調設備新設に 373 万円で、町内全ての小中学校の空調設備が整いました。

観光関係では、新型コロナウイルス感染症により、社会情勢が大きく変化するなかで 1300 年祭のレガシーを含め、今後、どのように観光振興に取り組んでいくか、町のビ

ジョンが求められます。さらに、平成 30 年度の機構改革により「観光」と「商工」の所管課が分かれたため、「観光」と「商工」の連携や大山恵みの里事業の推進が円滑に進んでいない状態にあるのも大きな課題となっています。

特別会計では、令和元年から農業集落排水事業推進基金と、公共下水道事業推進基金が各特別会計扱いになり、近年なかった取り崩しがされています。施設の長寿命化や、使用料の見直しを含め、会計の健全化にさらに留意する必要があります。

風力発電事業は、令和元年度ですべての地方債の償還が終了しています。今後は解体を見越し、基金積み立てを継続して行う必要があります。

温泉事業では、近年減少傾向にあった入浴者数が 7 万 5,387 人で前年度比 1,365 人の増となっています。

宅地造成事業では、ナスパルタウンの残り 8 区画は引き続き売却がありませんでした。完売に向けた、さらなる努力が必要であります。

索道事業では、災害ともいえる深刻な雪不足により、入り込み客数 4 万 9,000 人で、前年度比 60.6%減少となり、一般会計から 813 万 5,000 円、索道事業基金から 303 万 3,000 円の繰り入れを行っています。

#### 4. 審査の経過及び審査の結果

付託を受けた 15 議案について、分科会方式により令和 2 年 9 月 9 日、10 日、11 日、14 日、15 日の 5 日間審査を行うとともに、9 月 18 日に委員全員で審査を行いました。その結果、付託された 15 議案全てを認定すべきものと決しました。

#### 5. 付帯意見

##### (1) 所管事務について

令和元年度に広報室が新設されホームページのリニューアル、SNS などでの情報発信が始められました。しかし、SNS による情報発信においては、まだまだ周知不足が見られます。

また、健康対策や高齢者施策などにおいても周知不足が懸念されます。広報室と担当課が連携し対象者にあった周知を行うなど、きめ細かい対応をされたいと思われれます。

以上で、報告を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(8 番 大森 正治君) 議長、8 番。

○議長(杉谷 洋一君) 8 番 大森議員。質疑だけん、自席でお願いしますよ。

○議員(8 番 大森 正治君) 申しわけありません。

○議長(杉谷 洋一君) 質疑はありますか、大森議員。なしということで、他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

〔「質疑は初日で終わってまして、討論でしょ。」「休憩」「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) ちょっと整理います。休憩します。(午前10時15分 休憩)

○議長(杉谷 洋一君) 再開します。(午前10時16分 再開)

○議長(杉谷 洋一君) いろいろ討論とか、質疑というふうなちょっと若干揉めましたので休憩させていただきました。整理ができましたので、これから議案第115号 令和元年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。

○議員(10番 近藤 大介君) はい、議長、10番。

○議長(杉谷 洋一君) 10番 近藤議員。反対ですね。

○議員(10番 近藤 大介君) 令和元年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論をいたします。

今回の決算では、監査委員さんから意見として、費用対効果が乏しい事業を安易に継続実施することは、職員への過重の負担、他の重要事業の遂行の妨げに加え、税の公平な再分配を阻害する懸念があるとの指摘がされています。

このことは、この数年、行政改革がちゃんと進められてこなかったことを意味します。同様の指摘は、行財政改革審議会からも出されています。過年度未収金の対策についても、毎年指摘がありますが、改善のための具体策がとられないまま、長年放置されています。今回の決算では、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率が92.9%となりました。これは、合併以来過去最悪の数字です。92.9%という数字は、財政上、直ちに危険というものではありませんが、じわじわ上昇してきており、大山町では、行財政改革が進んでいないことを示すものになっています。

監査委員さんから意見として指摘された税の公平な再分配を阻害するとの指摘は、とても重く厳しい指摘だと思います。私も全く同感するところです。

私は、公平な再分配とは、困っている人に優先順位を意識しながら、適切に行政サービスを提供していくことだと思います。

社会が多様化し、変化の激しい時代にあって、行政に携わる者は、必要な行政サービスは何なのかを常に問い続ける必要があります。行政の事務事業評価は、そのために行う作業ですが、行財政改革審議会からは、大山町役場の事務事業評価は総じて身内に甘いと、ここでも厳しい指摘がされています。

昨年度、一般会計の歳出決算額は112億円です。仮に、0.9%の歳出削減の努力をするだけで1億円の新たな財源が生まれます。竹口町長が、新しい事業に積極的に取り組まれることは評価しますが、行政としての基本である最少の経費で最大の効果を上げる努力がなされていない。行財政改革が十分に行われていないと言わざるを得ません。

一方、竹口町長になって、頻繁に組織改革が行われていますが、平成 30 年に設置された財務課に移管された町営住宅管理事務が、2 年もしないうちに元の建設課に戻されたり、観光関係の業務と商工関係の業務が分断された結果、業務の連携に支障が出るなど、行政運営が安定しているとは言えず、無計画に職員採用が行われるなど、トップダウンによる行政運営の弊害も目立ってきています。

以上のことから、決算認定を可とするわけにはならないと判断しますので、反対討論といたします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

じゃあ次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員(8 番 大森 正治君) 議長、8 番。

○議長(杉谷 洋一君) 8 番、大森議員。

○議員(8 番 大森 正治君) マスクを外させていただきますので、よろしくお願ひします。先ほどちょっと勇み足をしまして、失礼しました。

私は、令和元年度一般会計歳入歳出決算について、認定できませんので反対討論をいたします。

3 歳児以上の保育料を無料化、学校給食費や高校生通学定期代の半額助成など、一連の子育て施策は、成果があらわれており評価いたします。また、エアコンの全校設置の完了など、学校教育環境の整備と充実、健康対策や介護事業など、町民の生命や健康、そして暮らしにかかわる施策には、福祉の向上を目指すものが多く評価できます。

が、しかし、以下の点で認定できません。

同和対策関連事業は、部落差別がある限り行うとの理由で予算化し、施行されてきました。しかし、今大山町においてどのような差別がどれだけあるのでしょうか。就職差別は皆無と言っていいでしょうし、最後のとりでと言われて久しい結婚問題は、身近な地域でも、地区内外の婚姻が普通に行われています。

もし、同和地区を理由に、結婚に反対するというような身内がおれば、時代遅れな考えは通用しないよというふうに諭すことによって、その人の人権意識が改まり高まっていくのではないのでしょうか。もちろん、子供たちの世界には、部落差別はありません。

このような実感というのは、多くの町民が抱いていることではないのでしょうか。ならば、旧態依然として行われている本町の同和対策関連事業は、そろそろ見直されるべきではないのでしょうか。いまだに同和地区だけを対象に、残された事業といたしまして、給付制の進学奨励資金事業、新規学卒者への就職支度金給付事業、固定資産税の減免、同和地区の児童生徒のみを対象とした地区進出学習会などがあります。

また、昨年度に不適切な支出の仕方が指摘された三つの同和地区に対する地区活動費補助金事業は、一定の改善が見られたものの、部落解放同盟が主催する大会や集会、研

修会、役員会への支出があります。

これは、特定の運動団体の活動に、公費を使うというものであり、私は問題があると考えます。同和地区と地区外を、いつまでも分け隔てすることになるこのような事業は、部落差別の解消に逆行しているのではないのでしょうか。早期にこれらの事業は見直しを検討し、同和地区も地区外もない対等平等な地域づくりに取り組むことが求められています。私は、旧態依然の同和対策関連事業を持つ一般会計決算は認定できません。

以上、反対討論といたします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(15番 西山富三郎君) 議長、15番。

○議長(杉谷 洋一君) 15番 西山議員。

○議員(15番 西山富三郎君) 賛成の立場で討論いたします。

予算も決算も、大山町の未来をつくるグランドデザインです。現場を豊かにするものであります。大森議員は、特に同和問題について、自己の信念に基づき、政治的義務感、使命感で、予算決算に反対をいたします。倫理とは、心情倫理と責任倫理があります。大森議員は、大山町の有権者の支持を得た大山町の議会議員です。大山町の発展、全町民の幸せを祈る使命があります。同和問題は確かに進んでまいりましたが、まだまだ問題はたくさんあります。

世界人権宣言第1条には、全て人間は、生まれながらに自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。人間は理性と良心を授けられており、互いに良心の精神を持って行動しなければならないとうたっています。しかし、日本には、世界に恥ずべき同和問題があり、国会でも法律をつくっています。

人生は、生涯を通じて、人々に、市民的、政治的制約並びに経済的、社会的制約による、影響を受けます。この中に、同和問題も入っているのですよ、世界がそういうふう言ってるんです。それからね、人間は全て、ホモサピエンスという、同じ種に属し、共通の祖先を持つという見解は、科学者の同一した一致した意見です。

大森議員、我々の先祖は共通だという見解は、科学者の一致した意見です。町民は、同胞だ、という精神は持たれないのでしょうか。

教育問題をおっしゃいますけれども、部落差別は教育に始まって、教育に終わるといえることです。教育が保障されていないから、難しい試験のところにはなかなか入れないという実態がありますよ。ですから、教育予算は、大事です。

身元調査は依然として存在しています。私は先日、ある会合に出席いたしました。その会合の中で、県内のあるまちで、地区の活動状況を、関東方面のある事務所に、差別媒介者にインターネットで送信をしているという現実があるそうです。大山町でも、インターネットに詳しい人は、あの地区はこういうことをしてるよ、こういうことをし

てるって言うてですね、発信しないって言う保障はありません。行政が同和問題の解決は、町民の安心・安全・自信を築くためです。同和対策事業は、町民の安全、安心、自由を保つことであるということ、公共性があるということ、御認識願いたいと思います。そして、職員、公務員は、内発的、自発的でなくてはならないと思います。

同対審答申は、行政は、地区の運動団体と連携をして協議を進めなさいと言っています。部落差別がなくなった姿って言うのはね、同和地区の人が、私は同和地区の人ですよと言っても、あらゆる社会的差別がなくなる姿を言います。まだまだなくなっていないよ。

そこで、皆さん、秀峰大山は、悠然として大山に恵みを与えています。広い日本海は、多くの恵みを与えているんですが、この自然の中ですばらしい大山町をつくる必要があります。

まだまだ問題はたくさんありますけれども、この1年間は、成合をなりわいを営む大山町の人に一人一人が光り輝き、一隅の灯として存在しなければならない持続可能なまちづくりであったということ、この決算に賛成するものであります。よろしくお願ひします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員(3番 門脇 輝明君) 議長、3番。

○議長(杉谷 洋一君) 3番 門脇議員。

○議員(3番 門脇 輝明君) 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

決算は、予算の目的に従って、適正に品質、処理されているか否かを審査するものと考えます。（「そうだ」と発言する者あり）

そういう意味で、先ほど、決算審査委員長の報告にありました中で、そういう不適切な処理は、指摘がされておりません。（「そうだ」と発言する者あり）したがって、この決算は認定すべきだと思います。以上です。

○議長(杉谷 洋一君) 簡潔な答弁ありがとうございました。

次に、原案に対して反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 次に業務体制賛成者の発言を許します。

○議員(13番 岡田 聡君) 議長、13番。

○議長(杉谷 洋一君) 13番 岡田議員。

○議員(13番 岡田 聡君) 飛沫感染防止の距離が保たれておりますのでマスクを外して討論いたします。

私は、令和元年度大山町一般会計歳入歳出決算に賛成の立場で討論いたします。

先ほど、同和対策の予算、いつまでもつけている一般会計に反対という討論がございました。もう差別はなくなっていると発言ございました。本当になくなってらっしゃいますか。インターネットには、非常に多くの差別書き込みがなされております。かつての悪名高い部落地名総監が、今ではインターネットで堂々と公開され、地区に住んでいる私たちは、プライバシーは全く守られておりません。個人の尊厳も失われております。その先についての裁判が行われておりますが、数年かかっても、まだ解決されず、削除に至っておりません。さまざまな、差別書き込みに対して、各自治体、都道府県を初め各自治体が力を入れて、モニタリング監視を行っているところもありますが、削除要請しても、また新たな書き込みがなされ、イタチごっこになっているような状況でございます。

結婚差別がなくなったとおっしゃいました。なるほど地区外の方との結婚が非常にふえております。しかし、内容は、両家の親族が全て賛成した、輝かしい2人の門出を祝う結婚式にはなっておりません。片方だけの親族が出席というような、そういう形の結婚が非常に、多いと思っております。2人の熱意で結ばれてはみたものの、片方の親族とほとんど交流もなく、結局、離婚というケースも多く見られます。固定資産に至っては、大阪などでは、転居引っ越したいがこの地域は部落ではないかという問い合わせがかなり多く、あるそうでございます。

地区内にある不動産が、売りに出されてもなかなか地区外の人を買うというような事態はなく、結局、非常に安値で、地区内の人を買うというようなケースが、非常に多く、これら一連の状況を見ても、いまだ根強い差別は残っておると考えております。平成28年成立の部落差別の解消の推進に関する法律は、部落差別をという言葉を使った初めての法律でございます。

第1条では、現在もなお部落差別が存在するという国も認識が明確に示されております。同じく第1条では、日本国憲法の理念から、部落差別は許されないこと、解消することが重要な課題であると示されております。また第5条では、部落差別解消のための教育及び啓発の必要性が明記されております。以上のことから、同和対策予算は、差別がまだまだ存在する限り必要だと考えております。

大山町の令和元年度、一般会計では、さまざまな人口減少対策がとられました。特に、子育て支援、移住定住対策については、他町村に先駆けてさまざまな子育て支援がなされております。その結果、2018年度に続き、2019年もわずかではありますが、人口社会増という成果を上げております。長年の懸案であった大山診療所の常勤医師も確保され、地域医療の充実も図られました。タクシー助成を見直し、短距離利用の補助対象も拡充し、大幅に登録者を増やしております。ふるさと納税について取り組みに力を入れ、

前年度対比 1 億 4,700 万円増の 4 億 1,200 万円と大きく伸ばし、町内製品の販売額増加に寄与しておりますとともに、町財政の財源確保に大きく貢献しております。

町道改良事業とか保健福祉センターなわの空調設備改修、名和公民館空調改修、高齢上屋つき多目的広場整備、大山口駅舎新築など、町民の暮らしに直結する施策改善も行っております。

農業については、町の特産品であるブロッコリーの収穫時間、制限緩和による作業費、作業員負担軽減のため専用冷蔵庫の導入とか、各種作物の後継者不足解消や、新規就農者の育成にも力を入れております。

以上の事柄から、総合的に考えて、平成元年度大山町一般会計歳入歳出に賛成するものでございます。以上で、賛成討論を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) はい。次に、原案に対して賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 115 号を採決します。本案に対する委員長報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 115 号は認定することに決定しました。

ここで、休憩いたします。再開は 10 時 55 分いたします。

午前 10 時 43 分休憩

----- . ----- . -----  
午前 10 時 55 分再開

○議長(杉谷 洋一君) では再開いたします。

これから議案第 116 号 令和元年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 116 号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 116 号は、認定することに決定しました。

---

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第 117 号 令和元年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 117 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 117 号は、認定することに決定しました。

---

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第 118 号 令和元年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 118 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 118 号は、認定することに決定しました。

---

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第 119 号 令和元年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 119 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 119 号は、認定することに決定しました。

---

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第 120 号 令和元年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 120 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 120 号は、認定することに決定しました。

---

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第 121 号 令和元年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 121 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 121 号は、認定することに決定しました。

---

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第 122 号 令和元年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 122 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 122 号は、認定することに決定しました。

---

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第 123 号 令和元年度大山町農業集落排水事業 特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから議案第 123 号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。  
したがって、議案第 123 号は、認定することに決定しました。

---

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第 124 号 令和元年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから議案第 124 号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。  
したがって、議案第 124 号は、認定することに決定しました。

---

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第 125 号 令和元年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
これから議案第 125 号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。  
したがって、議案第 125 号は、認定することに決定しました。

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第 126 号 令和元年度大山町温泉事業特別会計 歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 126 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 126 号は、認定することに決定しました。

---

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第 127 号 令和元年度大山町宅地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第127 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 127 号は、認定することに決定しました。

---

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第 128 号 令和元年度大山町索道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから 議案第 128 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第 128 号は、認定することに決定しました。

---

○議長(杉谷 洋一君) これから議案第 129 号 令和元年度大山町水道事業会計決算の認

定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第129号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第129号は、認定することに決定しました。

---

#### 日程第21 議案第130号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第21、議案第130号 令和2年度大山町一般会計補正予算(第9号)についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員(4番 加藤 紀之君) 議長、4番。

○議長(杉谷 洋一君) 4番 加藤議員。原案に対して反対・・・。

○議員(4番 加藤 紀之君) 反対です。

○議長(杉谷 洋一君) はい、どうぞ。

○議員(4番 加藤 紀之君) 私は、補正予算について反対の立場で討論をいたします。何点か気になる事業がございます。

一つ目は、移住定住促進事業、二つ目は、冬季町民向けモニターツアー事業、もう一つは、図書館施設新型コロナウイルス感染症防止対策備品の購入の部分ですね。この三つについては、新型コロナの対応の臨時交付金を使うことが、果たして費用対効果としてどうなのかな。それから、使い道としてどうなのかなという疑問がございます。

まず、移住定住促進事業ですけれども、質疑のときに近藤議員がされてましたかね、新築住宅を建てられる方というのはだいたい、米子市だったりとか町外にあるハウスメーカーに直にお願いをして建てられる。そういう点では、あまり、町内事業者にもメリットありませんし、まして、この時期に新築に向かわれる方というのは、経済的には恵まれた方なんだろうなと。そこに、こういう支援策が出てくるのは、ちょっとどうなのかなと私は思っております。

モニターツアー事業ですけれども、今朝資料として、前期分というか、春、夏に行われたモニターツアーの実施状況というかアンケート結果みたいなものが出てはいたけども、SNS等で情報発信をしていただくとかっていうことを、当初はうたっておられましたが、実態としてはすごく少ないと。あまり今後の観光振興につながっていないので

はないのかなと思いますので、冬に関しても同じことをされるのであれば効果は低いかなと思います。

もう一つ、図書館施設の除菌ボックスっていうやつですね、除菌ボックスを購入したいということですが、これはインターネット等で、ニュースを検索していただくと分かりますけれども、メーカーのほうが新型コロナウイルスの殺菌だったりとか死滅には効果がまだ実証できてないというようなことがあります。

そういった状況で、近隣の自治体でも、費用対効果を考えて見送りをされているようなところが結構あるようです。であるならば、しっかりと効果が実証されてから購入をされてもいいのかなと思ったりいたします。

そういった事業が含まれておりますので、本予算については反対したいと思います。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) じゃあ次に、原案に対して反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) じゃあ、次に原案に対して賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) じゃあ、ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第130号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第131号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第22、議案第131号 令和2年度大山町土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わ。

これから、議案第131号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 23 議案第 132 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 23、議案第 132 号 令和 2 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第132号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 24 議案第 133 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 24、議案第 133 号 令和 2 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第133号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 25 議案第 134 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 25、議案第 134 号 令和 2 年度大山町介護保険特別会計 補正予算(第 2 号)を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第134号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第134号は 原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 26 議案第 135 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 26、議案第 135 号 令和 2 年度大山町農業集落排水事業 特別会計補正予算 (第 2 号) を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) これで終わります。

これから、議案第 135 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 27 議案第 136 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 27、議案第 136 号 令和 2 年度大山町公共下水道事業 特別会計補正予算 (第 2 号) を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第136号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに 賛成の 方は 起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第136号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 28 議案第 137 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 28、議案第 137 号 令和 2 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第137号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は 起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第137号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 29 議案第 138 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 29、議案第 138 号 工事請負変更契約の締結について（中山中学校大規模改修工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 議案第 138 号工事請負変更契約の締結については、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

この変更契約は、中山中学校大規模改修工事にかかる外壁劣化数量の増加により、外壁補修の増工が必要になったため、契約金額を 254 万 5,400 円増額し、変更後の金額を、9,054 万 5,400 円とするものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第138号 を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに 賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、議案第138号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 30 議案第 139 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 30、議案第 139 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

○町長(竹口 大紀君) 議案第 139 号 令和 2 年度大山町一般会計補正予算第 10 号については、新型コロナウイルス感染症対策として、スクールバスの消毒作業を委託するため、及びドライブレコーダー設置事業と小規模農家農作業省力化支援事業の申し込み増に対応するため、既定の歳入歳出予算の総額に 1,262 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 139 億 6,253 万円とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員(14 番 野口 俊明君) 議長、14 番。

○議長(杉谷 洋一君) 14 番 野口俊明議員。

○議員(14 番 野口 俊明君) このスクールバスの消毒作業業務委託の点について伺います。

我々に示されていますのは、1 台あたり 1 回 15 分ということで、委託料と単価が一部時間 900 円ということですが、この予算の、本日の 62 万 7,000 円の中の内訳を説明願いたいと思います。

○議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。

○町長(竹口 大紀君) 担当からお答えいたします。

○幼児学校教育課長(田中 真弓君) 議長、幼児・学校教育課長。

○議長(杉谷 洋一君) 田中幼児・学校教育課長。

○幼児学校教育課長(田中 真弓君) 申し訳ありません。スクールバスの内訳っていうところでしょうか。

(「予算の内訳」と呼ぶ者あり)

○町長(竹口 大紀君) スクールバスの消毒作業 62 万円。

○幼児学校教育課長(田中 真弓君) 62 万 7,000 円の内訳でございますか。

はい、スクールバス 12 台ございますけれども、12 台の合計で月当たり、運行回数 232 回を想定しております、その 1 年分ということで、12 か月分です。

1 台当たりの時間を 1 回 15 分、1 回 15 分を想定しております。それに時間当たりの単価 900 円を掛けて計算をさせていただいております。

○議員(14 番 野口 俊明君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 野口議員。

○議員(14 番 野口 俊明君) ということは、人件費のみということですか。いわゆる、消毒費等には計算に入っていないということですか。っていうことを、消毒費はどこで見るとですか。そこら辺の説明をお願いします。

○幼児学校教育課長(田中 真弓君) 議長、幼児学校教育課長。

○議長(杉谷 洋一君) 田中幼児・学校教育課長。

○幼児学校教育課長(田中 真弓君) 消毒にかかります、消毒液等消耗品については、現物のほうで支給をさせていただいております。

○議員(14番 野口 俊明君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 野口議員。

○議員(14番 野口 俊明君) 質問時間が長いもんで。現物支給ということは、現物を出すお金を見積もらなきゃいけないんでないですか。教育委員会は、出さずに現物は誰か寄附してもらうんですか。どういうことになっての。他の予算で、増工とかあってあれとかっていうあれが一つも本日のあれに至ってないわけですけど。ここら辺について、私、そういうことの説明があるのかなと思っておったら、いわゆる労務費だけ計算でうたってあるけど、現物支給なら現物支給のお金をするべきでないですか。そこら辺のことについて、残念ながらこれで私の質問が終わっちゃうわけで、もうちょっと、多分、説明があって質問したいんだけど、ないということなんですから、結局、お金は、どっかから内緒で持ってくるというような感じしか見えんわけで、こういう予算の組み方っていうのは、町長としても、どうですか、現物支給しますっていう現物支給の現物代をあれせずに、っちゅうことは業者に出すっていうような格好にもなるわけですか。町が見ないという格好になるのか。

そこら辺もう少し、予算を組むなら、きちんとするべきでないかと思えますけど、そこら辺も含めて、答弁願います。

○議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。

○町長(竹口 大紀君) 3回目ということで、野口議員の質疑の意図をしっかりと酌み取った上でお答えをしたいと思います。御心配のところは確かにそうだと思います。

ただその実情を御説明申し上げますと、スクールバスの事業の委託としまして、これ新型コロナウイルスの関係なくですね、車両管理の部分で、委託の内容に、上がっておりますので、今年度の当初に新型コロナウイルスが、全国的に蔓延したところに、消毒液等は現物支給をした上で、今の委託の中でやっていただいておりますが、これはもう、1年間ずっと続くようであれば、労務の部分まで、当然、会社のほうで吸収し切れないということで新たに、このように労務部分だけをさせていただいておりますが、現物は、今までも支給をさせていただいて、やっておりますので、引き続いてそのようにさせていただきたいというふうに思っています。

○議長(杉谷 洋一君) ほかにありませんか。

○議員(1番 森本 貴之君) 議長、1番。

○議長(杉谷 洋一君) 1番 森本議員。

○議員(1番 森本 貴之君) 歳出の商工振興費について質問いたします。

特定財源、国、県支出金から一般財源へ財源組み替えが1,062万7,000円されており

ます。この背景について御説明いただきたいと思います。

○議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。

○町長(竹口 大紀君) 担当からお答えいたします。

○財務課長(金田 茂之君) 議長、財務課長。

○議長(杉谷 洋一君) 金田財務課長。

○財務課長(金田 茂之君) お答えいたします。

こちらの商工費につきましては、「ありがとう大山みんなで応援券事業」の充当を、このたび補正に計上しております事業に振り替えをするものであります。

この理由といたしまして、もともとこのありがとう大山みんなで応援券事業につきましては、コロナの臨時交付金が、事業費に対して 100% 充当されておりません。で、財政といたしましては充当されていない事業がたくさんできるよりも、一つに固めたいと充当されていない事業を、という意味合いで振り替えをさせていただいたところであります。

○議長(杉谷 洋一君) よろしいですか。ほかにありませんか。

○議員(3 番 門脇 輝明君) 議長、3 番。

○議長(杉谷 洋一君) 3 番 門脇議員。

○議員(3 番 門脇 輝明君) 先ほどのスクールバス消毒業務の委託料についてお伺いしたいと思います。それと、小規模農家農作業省力化支援事業について、2 点お伺いしたいと思います。

まず、消毒の委託業務ですけれども、これは、いつ委託契約をされるのでしょうか。12 カ月分を、今、予算計上されておりますけれども、遡って契約ということになるのでしょうか。その辺、お伺いをしておきたいと思います。通常の場合は、予算ができて、そして、契約をして執行という段取りを踏む形になると思います。

それから、小規模農家農作業省力化支援事業については、1,000 万の増額ということですが、今、どの程度、申し込みがあって、どの程度、その見込みがあるのかという見込みがわかりましたらお伺いしたいと思います。

○幼児・学校教育課長(田中 真弓君) 議長、幼児・学校教育課長。

○議長(杉谷 洋一君) 田中幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長(田中 真弓君) スクールバスの消毒業務の委託契約日ですけれども、今後 10 月 1 日を予定をしているところです。なお、4 月から 9 月までの間に行いました車両消毒業務につきましては、町の指示のもとで実施した分につきましては、別途、報告を受けておりますので、消毒業務を依頼により実施したものとして支出をしていきたいというふうに考えております。

○農林水産課長(井上 龍君) 議長、農林水産課長。

○議長(杉谷 洋一君) 井上農林水産課長。

○農林水産課長(井上 龍君) 失礼します。大原議員さんからの一般質問でもありました  
8月末の現在ですけど、150名の方から申し込みがございました。

で、今後の予定でありますけど、9月に広報を出しましたので、まだまだ申し込みされる方があるんじゃないかということで見込んでおります。以上です。

○議員(3番 門脇 輝明君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 門脇議員。

○議員(3番 門脇 輝明君) 先ほどスクールバスの消毒業務委託料について、町の指示  
があったので、4月に遡って支出していきたいというお話がありましたけども、総務課  
長にお聞きしたいんですけども、それは適切な会計処理と言えるんですか。

○総務課長(山岡 浩義君) 議長、総務課長。

○議長(杉谷 洋一君) 山岡総務課長。

○総務課長(山岡 浩義君) どういう契約か詳細をちょっとまだ把握していないので、ち  
よっと分かりませんですけども、今回、コロナという非常事態というようなことがご  
ざいます。今まで経験してきていないような対応が、いろいろな事業によっても、遡っ  
て適用するということがコロナ関係、いろいろございますので、それに該当するのにか  
ちよっと分かりませんけれども、そういうことはあろうかというふうに考えております。

○議員(3番 門脇 輝明君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 門脇議員。

○議員(3番 門脇 輝明君) 遡ってということが、あるわけですけども、後で、余っ  
て返すというようなことがないように、しっかり精査していただいて執行していただき  
たいと思います。よろしいでしょうか。

○町長(竹口 大紀君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。

○町長(竹口 大紀君) しっかり精査しながら執行していきたいというふうに思ってお  
ります。

○議長(杉谷 洋一君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(2番 池田 幸恵君) 議長、2番。

○議長(杉谷 洋一君) 2番 池田議員。

○議員(2番 池田 幸恵君) 失礼します。ドライブレコーダー設置補助金についてです。  
200万増額になっております。で、以前は、自動車車検証の所有者が町外だと対象外で  
あったのが、使用所有者が町外の人であっても対象であるというふうになってるん  
ですけども、以前、ドライブレコーダーで企画課のほうに問い合わせをしたときに、  
対象じゃないからといって断られた方が数名いらっしゃるということでした。

その方は、多分断われたたてから独自で設置された方もいると思います。その断られて

から以降、今後は対象になるということなんですけれども、遡って対象になるということ、対象になりますか。

○町長(竹口 大紀君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。

○町長(竹口 大紀君) お答えします。先ほど全員協議会で、池田議員からも同じ質問をされた際にお答えをしたとおり対象になるということでございます。

○議長(杉谷 洋一君) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(杉谷 洋一君) ほかに質疑。

○議員(10番 近藤 大介君) 議長、10番。

○議長(杉谷 洋一君) 10番 近藤議員。

○議員(10番 近藤 大介君) 大山町ドライブレコーダー設置促進事業補助金ということで、要望が多くて追加で補正予算がつけられるということは非常にいいことだと思います。

事業の目的としてですね、交通事項の交通安全意識の向上を目的にということでおられるんですけど、もちろんそのこともあるんでしょうけど、私ね、ドライブレコーダーの設置の推進というのは、町内の防犯のために非常に意味のある事業だと思います。窃盗だとか性犯罪だとか、よからぬことを考えておられる人がですね、物色中に、町内でドライブレコーダー設置車道が頻繁に通ってくると、やっぱりそういう犯罪が未然に防ぐ効果があると思います。

その上でですね、どうも聞くとドライブレコーダーには、設置車両という何かシールが入ってたりするようなんですけども、やはり、補助金を交付する際にですね、ドライブレコーダーの設置車両だというシールを極力貼っていただくようお願いする。併せてですね、例えば、町内の交通量の多い交差点、1か所でも2か所でも、大山町、ドライブレコーダーを設置推進の町みたいだね、このあたりは、ドライブレコーダーのついた車両、頻繁に通ってますよということを、広く、皆さんにお知らせするというのも併せて必要なんじゃないかなと思うんですけどもそのあたり、御検討いかがでしょうか。

○町長(竹口 大紀君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 竹口町長。

○町長(竹口 大紀君) 担当からお答えいたします。

○企画課長(源光 靖君) 議長、企画課長。

○議長(杉谷 洋一君) 源光企画課長。

○企画課長(源光 靖君) お答えいたします。

議員仰います通り、本来の目的は交通安全の推進という観点ですので、そちらのほうで制度は整備していきたいと思っておりますが、仰っておられるとおり副議的な意味合いとして、防犯等の効果もあるということは、国土交通省とかでも言われておることです。

町としましては、例えばのシール貼付について、制度化というのは難しいのかなと今考えておりますが、お願いというようなことを、今後利用者の方に呼びかけるということは可能かと考えておりますので、検討進めたいと思っております。

また設置推進の町というようなところの取り組みについては、今後、検討を進めていきたいと思っております。以上です。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(杉谷 洋一君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) はい、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これ討論を終わります。

これから議案第 139 号を採決します。お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって議案第 139 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 31 請願第 1 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 31、請願第 1 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、加藤 紀之議員。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) ただいま議題となりました、請願第 1 号につきまして、総務常任委員会において 9 月 18 日に委員全員 5 人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

請願第 1 号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願について、批准することの是非について意見は出たが、閣議決定に対し、地方議会がもの申す立場にはない。採決の結果、全会一致で不採択と決した。

以上で報告を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員(8番 大森 正治君) 議長、8番。

○議長(杉谷 洋一君) 8番 大森議員。

○議員(8番 大森 正治君) 内容についての是非をあったようですが、閣議決定に対して、地方議会が物申す立場にないというのは門前払いでいいんだというふうな態度だと思うんですけども、そうではないじゃないかと思うんですよね。特に内容も平和に関する部分ですし、大いに地方からも、国に対して、住民の平和を守るという立場からもね、当然、言うべきことは、言わなければならないというふうに思うんですが、なぜ、物申す立場にないというふうな判断をされたんでしょうか。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 加藤委員長、

○総務常任委員長(加藤 紀之君) はい、お答えします。

我々の教科書的存在であります議員必携に基づいて判断をされた議員さんが多かったから、議員さんというか委員さんが多かったからだと思っております。

○議員(8番 大森 正治君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 大森議員。

○議員(8番 大森 正治君) 議員必携に書いてあるからということですが、それが全て、正しいというか、従わなければならないというものではないと思うんですよね。法律ではないわけですから。

そういう判断をされたということですが、私は大いに異議を申し上げたいと思うんですが。

でもまあ、是非についての意見も出たということなので若干議論されたようですけども、どういうふうな議論の内容だったでしょうか。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 加藤委員長、

○総務常任委員長(加藤 紀之君) 私が、委員長として、委員さんから聞いた、その是非については、議員として発言をされたのか、私人として発言されたのかが定かではありませんので、もし、是非の部分で、委員さんが直接お話ししてみたいという方があれば、こちらのほうでお願いしたいなと思います。

○議長(杉谷 洋一君) という委員長ですので、そのへんは大森議員、十分に理解していただきたいと思っておりますし、議員必携はどうでもいいちゅうような、ちょっと余分な発言があって、やっぱり我々は議員必携をもとに、議会というものがあるということですね、それは頭に入れて、理解していただければ、何のルールなしということになりますので、十分注意していただきたいというふうに私は思います。

他に質疑ありませんか。

○議員(10番 近藤 大介君) 議長、10番。

○議長(杉谷 洋一君) 10番 近藤議員。

○議員(10番 近藤 大介君) 議員必携云々という以前にね、大山町は、反核平和のまちを宣言している町だったじゃなかったでしょうかね。その反核平和の町、正式名称はちよっと違ったかもしれませんが、そういったことを宣言している町としての取り組みに対しての責任について、どのように、所管の総務委員会では認識し、議論をされたのか御説明いただきたいと思います。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 加藤委員長、

○総務常任委員長(加藤 紀之君) 委員会の中では、近藤議員が指摘をされる部分についてのお話は出ていません。あくまで請願の中身についての審査、意見だけでした。以上です。

○議員(10番 近藤 大介君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 近藤議員。

○議員(10番 近藤 大介君) 閣議決定に地方議会が物申す立場にないという最終的なまとめなんですけれども、反核平和のまちを宣言している大山町民にとって、核兵器のない社会は、町民の総意だと、その実現は町民の総意だということではないのでしょうか。委員長の御見解をお尋ねします。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 加藤委員長。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) 私は、その宣言の経過だったりだとか、決定過程がよく存じておりません。当時議員でもありませんでしたし、行政ごとに関心があるような年代でもなかったので分かりませんが、そのことと、今請願とか直接的に結びつくものだというふうに私は思っております。

○議長(杉谷 洋一君) はい、よろしいですか。ほかに。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) はい。これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員(8番 大森 正治君) 議長、8番。

○議長(杉谷 洋一君) 大森議員、この請願は、委員長報告は不採択ですので、この請願に対して賛成という立場でですか。はい。じゃあ、大森議員。

○議員(8番 大森 正治君) またマスクを外させていただきたいと思います。

先ほどの、委員会での審議結果がありましたけども、私は大いにね、やっぱり論議して、大事な大事な課題なわけですから、地方議会でも真剣に考え、論議して物を申すべきことは、国に申す。これが地方自治の本旨だし、ではないかというふうに思います。

そこで、私は賛成討論をします。

この核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願についての賛成を討論します。

75年前、広島長崎に、原爆投下がなされ、本当に傘下の状態、私も戦争を知らない世代で、実際には分かりませんが、それは本当に想像することができます。いろいろな学習から。そういう日本で初めて落とされたこの惨禍を想像するならば、人類と核兵器は存在することはできないはずで、核保有国の核兵器が意図的であれ偶発的であれですね、1発でも爆発すれば、私たちの生活のあらゆる面に、壊滅的影響を与える、このことは、あらゆる科学者が言っていることではないでしょうか。恐らく、新型コロナウイルス感染症どころではないでしょう。

まさに核兵器廃絶は、緊急に解決すべき、人類史的課題だというふうに思います。だからこそ、核兵器禁止条約は、国連加盟国の3分の2に当たる122カ国もの賛成で採択されたのです。そして最新の情報では、この条約が発効する50カ国、そこまであと5カ国に迫っています。つまり45の国々が批准したということでもあります。

日本は唯一の戦争被爆国として、率先して条約の批准に取り組み、核兵器廃絶の先頭に立つべきだと思います。アメリカなど、各超大国の顔色を伺っている場合ではありません。憲法9条を持つ国として、主体的にこの条約に署名、批准してこそ、世界から大きな信頼を得ることができるのではないのでしょうか。

総務常任委員会でのこの審議結果はとても残念な結果です。これは、核兵器を認めることにもなり、被爆者の願いを踏みにじることでもあり、先ほども近藤議員からありましたように、大山町議会が15年前、合併当時ですね、に決議した「核兵器廃絶平和のまち宣言」にも矛盾することでもあると思います。

本会議では、この請願を採択して日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を皆さん求めていこうではありませんか。皆さんの良識に期待するものです。よろしくお願いします。以上です。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員(3番 門脇 輝明君) 議長、3番。

○議長(杉谷 洋一君) 3番 門脇議員。

○議員(3番 門脇 輝明君) 私はこの請願に対して反対の立場で、意見を言わせていただきます。

核兵器の廃絶は、ひとしく人類共通の願いであると思っております。ただ、現実の世界を見てみますと、核兵器の保有国、そして非保有国の溝は非常に深く、例え、この条約が批准、発効されたとしても、現実の核廃絶に直ちに繋がることはありません。日本国の立場としては、心底のところでは批准はしたいと。

しかしながら、保有国と非保有国の間をつないで、そして、現実問題として、徐々に核兵器を減らしていく、そういう不断の長い努力が必要な問題だと思っております。

したがって、この請願のように、直ちにこの条約に批准して、先頭に立つべきだという意見には、私は反対をさせていただきます。以上です。

○議長(杉谷 洋一君) 次に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 次に、反対者の発言を許します。

○議員(11番 西尾 寿博君) 議長、11番。

○議長(杉谷 洋一君) 11番 西尾議員。

○議員(11番 西尾 寿博君) 私は反対者として発言させていただきます。

総務常任委員でもあります。この請願はですね、幾度となく出てくるわけですが、結論を言いますと、このようなことになるわけですが、実際中身についてはですね、国は、別に核兵器をどんどんやっってくださいなんて言ってませんから、当然、核兵器は反対。戦争も反対という、きっぱりと宣言しております。

と言えどもですね、それでは国連が決めたことに従ったからといって、実は国同士の争い事を止めるということは相当難しいはずで。それはどのようなことでやっていくのかということについては、これが初めて批准に繋がるというのだと私は思っています。反対はしてます。大山町も、当然、核兵器に反対に宣言しておりますが、それと批准はまた違う。

もう一度言いますが、さらに難しい、国と国との、私たちにははかり知れない、すごく難しい条件が多分あるんじゃないかなと。そうだからこそ、私たち地方議員ではなかなか判断がしづらい条件が多々あるということで、議員必携の中には、そのようなことで、国について考える部分については、なかなか難しくて言及しにくいということであって、判断しづらいのではないかという救済で書いてあるんじゃないかなあと私は実は、感じております。当然ですよ。個人的には、核兵器も反対、戦争も反対、平和がいいに決まっていますけれども、その平和を保つためには、どのようなことがあるかということも実は頭に入れて考えていきたいなというふうに思っていますので、私は、委員長のとおりには私はこれを反対したということでございます。以上です。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) なしということですので、これで討論を終わります。

これから請願第1号採決します。この請願に対する委員長報告は不採択です。

原案に対して、採決します。この請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立少数です。

したがって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

### 日程第32 請願第2号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第32、請願第2号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願を議題とします。審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長、大原 広巳議員。

○教育民生常任委員長(大原 広巳君) そうしますとただいま議題となりました、請願第2号につきまして、教育民生常任委員会で9月14日に委員全員6人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

請願第2号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願について。

少子化が進むなか、鳥取県は既に「35人学級」を推進しているので、コロナ禍のなかではありますが、「20人学級」をめざすのは難しいものと考えます。

推進の意図は理解できますが、もう少し他の教育環境の充実に予算を使うべきという意見もありました。

採決した結果、採択1、不採択4で不採択と決しました。以上で報告を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員(8番 大森 正治君) 議長、8番。

○議長(杉谷 洋一君) 賛成者の討論ですか。

○議員(8番 大森 正治君) はい。原案に賛成。

○議長(杉谷 洋一君) 原案賛成ですか。

○議員(8番 大森 正治君) はい。

○議長(杉谷 洋一君) じゃ、大森議員。

○議員(8番 大森 正治君) 同じくマスクを外させていただきます。

私も教育民生常任委員のメンバーとして、相当議論いたしましたが、委員さんの中に

は誤解をされていた面もあったのかなっていうふうな気がしております、20 人学級をすぐ実現を要求してるんだというふうな間違いもあったのかなと思ったんですけども、いろいろ議論した結果こういうふうになったんですけども、やはり私はこれは必要なことだろうと。少人数学級を前進させる請願なわけですから、賛成討論をいたします。

小人数学級のこの有効性については皆さん、もうご存じの通りで、本当に周知されていると思います。子供たちは落ちついて授業に取り組み、発表力がつき、先生はどの子にも目が行き届いて、一人一人に寄り添った指導や支援が可能になります。

結果、子供たちの学力は向上し、子供同士や先生との人間関係がよくなり、学校が楽しい間になります。それを体験しているのが、この大山町内で言えば、自然的に 20 人以下学級になっております大山小学校ではないかというふうに思います。考えております。

ウイズコロナの時代では、20 人程度の学級が求められております。ただこの請願は、20 人学級をすぐに求めているものではありません。国の基準は 40 人学級です。全国の都道府県では何らかの少人数学級を先行実施しておるわけです。

これを国の責任で、国が 30 人以下学級の少人数学級にせよとしてほしいという請願なわけです。20 人学級を展望しという意味は、将来的には 20 人学級を目指しつつ、35 人以下の少人数学級を実現するよう国に求めてほしいという内容なわけです。

現在、国の責任で、1 年生 2 年生まで 35 人の少人数学級が実現しているわけです。これを順次、全ての学年で実現してほしいという至極、真つ当な私は請願ではないかというふうに思うわけです。

やりかけとって、政権が変わったからではありますが、これを少人数学級を前進させないというのは、政府の怠慢ではないかというふうな見方もできると思います。

教育民生常任委員会では不採択になりましたけども、将来を担う子供たちに、行き届いた教育を保障するために、ぜひとも採択していただきたいと願っております。

皆さん、よろしくお願ひいたします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員(3 番 門脇 輝明君) 議長、3 番。

○議長(杉谷 洋一君) 3 番 門脇議員。

○議員(3 番 門脇 輝明君) 私は反対の立場で、討論させていただきます。

請願にあるように、20 人学級というものですけれども、中央のほうでも、1 学級何人がいいのか、そういった議論は私は、不勉強であるかもしれませんが、聞いておりません。

そういった中で、小人数学級がいいのか悪いのかってというのは、それぞれメリット、デメリットがあると思います。そうした、国での議論を踏まえて、そして要望すべきも

のは要望すべきだと思います。今そういった結論が出ない中で、こういった請願を上げることには私は反対でございます。以上です。

○議長(杉谷 洋一君) まもなく正午となりますので、この請願について最後までいって休憩したいと思いますので、もうしばらく我慢してください。

はい、じゃあ次に、賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) はい。続いて反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) ほかに討論ありませんか。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択ですので原案に対して採決します。

この請願を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立少数です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました

ここで、時間が逆に早くなり3分ほどありますけれど、まだ議案もありますので、午後ゆっくりやりたいと思いますので、ここで休憩したいと思います。

再開は午後1時といたします。

午前 11 時 57 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長(杉谷 洋一君) 再開します。では午前中に引き続きまして、議会を再開いたします。

### 日程第 33 陳情第 9 号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 33、陳情第 9 号 検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回についての陳情を議題とします。審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長、加藤 紀之議員。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) 令和 2 年 6 月 5 日に付託され継続審査となっていました陳情第 9 号につきまして、総務常任委員会で 9 月 18 日に委員全員 5 人で審査いたしましたので、審査結果の報告をいたします。

陳情第 9 号 検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回についての陳情、陳情の趣旨は理解できる。しかし、閣議決定に対し地方議会が物申す立場にはない。

採決の結果、全会一致で不採択と決した。以上で報告を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(8番 大森 正治君) 議長、8番。

○議長(杉谷 洋一君) 質疑ですね、はい、大森議員。

○議員(8番 大森 正治君) 6月議会からの継続審査のこれは陳情だったと思うんですけども、あれですね、6月議会では、こういういわゆる門前払い的な扱いはなされなくて、今回そういう扱いをされたっていうのはなぜでしょうか。その理由をお伺いします。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 加藤委員長。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) お答えします。

6月定例会中に、この陳情を審査をしようとしたときにですね、まだ事の決着がはっきりとついていませんでした。そういったことで、我々も勉強不足な部分もありますし、その二つを合わせて、今、審査するのはどうなんだろうという声が大きかったもので、継続審査にいたしました。

○議員(8番 大森 正治君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 大森議員。

○議員(8番 大森 正治君) 陳情の趣旨は理解できるということですから、若干の議論はあったということですか、併せてどんな意見があったのか、お知らせいただければと思います。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) 議長。

○議長(杉谷 洋一君) 加藤委員長。

○総務常任委員長(加藤 紀之君) これも先ほどの請願第1号と同じような話になっちゃいますけども、私人でという意味で発言されたのか、議員としての発言だったのか、定かではありませんが、それぞれの思いや考え方、事件に関するものですよね。あったことはありましたが、議員として、陳情を見たときの結果というのは、書いてあるとおりでと思います。

もし答えてくださる委員さんがおられれば発言をしていただければと思います。

○議長(杉谷 洋一君) 何か答える委員さんがおられたらということをお委員長からありますけど、委員さんの中にあります？なかったらいいですけど、よろしいですか。じゃあ大森議員、まだ続きありますか、質疑の。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) ということで、他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) はい、質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員(8番 大森 正治君) 議長、8番。

○議長(杉谷 洋一君) 最初は原案に対して賛成者の発言を許します。大森議員。

○議員(8番 大森 正治君) またマスクを外して討論させていただきます。

不採択という結果ですけれども、この検察官の定年延長に係る閣議決定の撤回ということですが、私は賛成討論したいんですが、皆さんも御存じのとおりで、この件に関しては、相当マスコミでも報道されました。これは大問題だと。例の前政権の安倍政権が、いろいろな疑惑があったわけですが、森加計、桜を見る会、そして河合夫妻の贈収賄事件、疑惑、そのあたりのものを、隠そうと言いたかったんじゃないかと。封じ込めようという意図があったんじゃないか。この検察官を定年延長して。

しかもその検察官というのが、安倍総理大臣の仲間内、親しい人だったということで、かなり問題になりまして、SNSでも相当な反対があって、結局、安倍政権でも、これを、世論にもされるっていうような形で、引っ込めたっていうのか、継続審議になったんですかね。通すことができなかったという経緯があったということは皆さんも御存じだと思います。それぐらい重大な問題ですから、閣議決定されたものは撤回するっていうのは当たり前だろうというふうに思います。

ですから、総務常任委員会の中でも、この趣旨は分かると、理解できるという意見もあったのは当然のことかなというふうに私は思いますので。

ぜひ、これも日本の政治を正す意味からも、ぜひ通そうではありませんか。

よろしくをお願いします。

○議長(杉谷 洋一君) 次に、この陳情に対して反対者の発言を許します。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) じゃあ、次に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) はい、じゃあ、次に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 他に討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) はい、討論なし認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。

この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立少数です。

したがって陳情第9号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第34 発議案第6号

○議長(杉谷 洋一君) 日程第34、発議案第6号 新型コロナウイルス感染症の影に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 大杖 正彦議員。

○議員(6番 大杖 正彦君) それでは、今議長から案内がありましたように発議で案第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について。

別紙のとおり会議規則第14条第1項及第2項の規定により提出いたします。

提案理由のご説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

政府は、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、実効性のある支援と対策を講じるべきであると考えますので、ここに発議いたします。

それでは、意見書を朗読いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日鳥取県大山町議会 議長 杉谷 洋一。

宛先は、以下のとおりでございます。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）です。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議案第6号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 35、決議案第 1 号 観光・商工業務の統一を求める決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。加藤 紀之議員。

○議員(4 番 加藤 紀之君) 決議案第 1 号 観光・商工業務の統一を求める決議の提出について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和 2 年 9 月 25 日提出、提出者 令和元年度決算審査特別委員会 委員長 加藤紀之。

それでは、提案理由の説明をいたします。

提案理由に変えまして同じことを読むこととなりますので、決議文を朗読させていただきたいと思えます。

観光・商工業務の統一を求める決議、平成 30 年度決算審査においては、機構改革の弊害を受け「行政組織機構の見直しを求める決議」を提出し、可決した。

しかしながら、観光振興と商工振興に関する組織機構の見直しは行われず、令和元年度決算審査においても同様の弊害は改善されないどころか、関係団体等への実害も発生し、これ以上看過できない状態となっている。

観光と商工とは密接に結びつかなければ振興に繋がらないばかりか、場合によってはそれぞれの発展を阻害することもあり得る。

したがって、本議会は次のとおり町長に求める。

#### 記

1. 観光と商工に関する業務は同一課で所管するよう直ちに見直し、さらなる観光商工業の振興に努力されたい。

以上、決議する。令和 2 年 9 月 25 日、鳥取県西伯郡大山町議会

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(杉谷 洋一君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉谷 洋一君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は 起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長(杉谷 洋一君) 起立多数です。

したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 36 議員派遣について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 36、議員派遣についてを議題とします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、11 月 13 日に、東伯郡北栄町で開催される鳥取県町村議会議員研修に議員全員を派遣するものであります。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣することに決定しました。

---

#### 日程第 37～日程第 41 閉会中の継続調査について

○議長(杉谷 洋一君) 日程第 37、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 41、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 5 件を一括議題にします。

総務常任委員会、教育民生常任委員会、経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり ]

○議長(杉谷 洋一君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### 閉会宣告

○議長(杉谷 洋一君) これで本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 2 年第 10 回大山町議会定例会を閉会します。

---

○局長(持田 隆昌君) 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同、礼。

お疲れ様でした。

---

午後1時 20 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 杉谷 洋一

署名議員 岡田 聰

署名議員 野口 俊明